

令和2年第3回
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和2年7月28日(火) 午後1時

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙)

- 議案第 9号 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第10号 選挙長の執務を行う場所について
- 議案第11号 選挙長の印について
- 議案第12号 投票用紙の様式について
- 議案第13号 投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印について
- 議案第14号 投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について
- 議案第15号 投票所入場券の様式について
- 議案第16号 投票所を設ける場所について
- 議案第17号 投票所を閉じる時刻の繰り上げについて
- 議案第18号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第19号 投票立会人の選任について
- 議案第20号 期日前投票所を設ける場所について
- 議案第21号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第23号 不在者投票事務取扱場所について
- 議案第24号 氏名表の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第25号 開票事務を選挙会の事務に併せて行うことについて
- 議案第26号 開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について
- 議案第27号 選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第28号 候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額について

(在外選挙人名簿関係)

- 議案第29号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

(個人演説会施設関係)

議案第30号 個人演説会等施設の指定解除について

3 そ の 他

4 閉 会

議案第9号

選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

| | 住所 | 氏名 |
|---------------|----|----|
| 選挙長 | | |
| 選挙長の職務を代理すべき者 | | |

提案理由

公職選挙法第75条第3項及び公職選挙法施行令第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第10号

選挙長の執務を行う場所について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における選挙長の執務を行う場所を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

執務を行う場所 鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所

提案理由

選挙長の執務を行う場所を定めるためである。

議案第11号

選挙長の印について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における選挙長の印は、次の印と定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

印影



提案理由

選挙長の印を定めるためである。

議案第12号

投票用紙の様式について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

投票用紙の様式 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第45条第2項の規定により、投票用紙の様式を定めるためである。

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 候補者氏名 | 令和二年執行 鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙投票 印 |
| ○注 意 | |
| 1 候補者の氏名は、欄内にひとり書くこと。 | |
| 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 | |

- 1 規格 縦 12.8 cm×横 8.0 cm
- 2 用紙の色は白色とし、文字は黒色とする。
- 3 印は、鳥取市選挙管理委員会規則第25条の規定による「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

議案第13号

投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

1. 押すべき印

鳥取市選挙管理委員会規則第25条の規定による「鳥取市選挙管理委員会印」

2. 押すべき印は、刷り込み印とする。

提案理由

投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印を定めるためである。

議案第14号

投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙の公職選挙法第49条の規定による投票の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日を、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

発送開始日 令和2年8月18日

提案理由

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、不在者投票用紙等の郵便等による発送開始日を定めるためである。

議案第15号

投票所入場券の様式について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票所入場券の様式を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

投票所入場券の様式 別紙のとおり

提案理由

投票所入場券の様式を定めるためである。



郵便はがき (表面)

鳥取市

様

鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙
投票所入場券

| | | | | | |
|------|--------------|----------|--|----|--|
| 投票区 | | 頁 | | 番号 | |
| 投票所名 | 鳥取市鹿野町総合支所 | | | | |
| 投票日 | 令和2年8月23日(日) | | | | |
| 投票時間 | 午前7時～午後6時 | | | | |
| 受付番号 | | 名簿 対照 | | 交付 | |

■ お知らせ ■ (裏面)

投票日に仕事・旅行等のため、投票所へ行くことができない方は、次のとおり期日前投票ができます。

1. 期日前投票ができる期間

8月19日(水)～8月22日(土)

2. 時 間

午前8時30分～午後8時

3. 期日前投票所の場所

鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所

4. 持参するもの

この投票所入場券をご持参ください。
(持参されない場合でも投票できます。)

※病院や福祉施設に入院や入所している時や、出張・旅行などで市外に滞在(転出者を除く)していて当日投票ができない場合は、不在者投票ができます。該当する方は、直ちに不在者投票の請求手続きを行ってください。

詳しくは鳥取市選挙管理委員会へお問い合わせください。

<問い合わせ先> 鳥取市選挙管理委員会
〒680-8571
鳥取市幸町71番地
TEL (0857) 30-8477
FAX (0857) 20-3945

議案第16号

投票所を設ける場所について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票所を設ける場所を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

投票所を設ける場所

鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所

提案理由

公職選挙法第39条の規定により、投票所を設ける場所を定めるためである。

議案第17号

投票所を閉じる時刻の繰り上げについて

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙において投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げすることを定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

- 1 投票所を閉じる時刻を繰り上げる時間 2時間
- 2 繰り上げる理由 有権者の数が少なく、選挙人の投票に支障を来たさないと
思われるため。

提案理由

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を繰り上げることを定めるためである。

議案第18号

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

| | 住所 | 氏名 |
|---------------------|----|----|
| 投票管理者 | | |
| 投票管理者の職務 を代理すべき者 | | |

提案理由

公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第19号

投票立会人の選任について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における投票立会人を次のとおり選任する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

投票立会人

| 住所 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |

提案理由

公職選挙法第38条第1項の規定により、投票立会人を選任するためである。

議案第20号

期日前投票所を設ける場所について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

期日前投票所を設ける場所

鳥取市鹿野町鹿野1517番地

鳥取市鹿野町総合支所

提案理由

公職選挙法第48条の2第6項で読み替えて準用する同法第39条の規定により、期日前投票所を設ける場所を定めるためである。

議案第 21 号

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

令和 2 年 8 月 23 日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 2 年 7 月 28 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

| 職務を行う日 | 投票管理者 | | 投票管理者の職務を代理すべき者 | |
|----------|-------|----|-----------------|----|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 8 月 19 日 | | | | |
| 8 月 20 日 | | | | |
| 8 月 21 日 | | | | |
| 8 月 22 日 | | | | |

提案理由

公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項で読み替えて適用する同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第 22 号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 2 年 8 月 23 日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 2 年 7 月 28 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

| 立ち会う日 | 住所 | 氏名 |
|----------|----|----|
| 8 月 19 日 | | |
| | | |
| 8 月 20 日 | | |
| | | |
| 8 月 21 日 | | |
| | | |
| 8 月 22 日 | | |
| | | |

提案理由

公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項で読み替えて適用する同法第 38 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票立会人を選任するためである。

議案第23号

不在者投票事務取扱場所について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における不在者投票の事務取扱場所を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

不在者投票事務取扱場所 鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所

提案理由

公職選挙法による選挙事務規程第24条第1項の規定により、不在者投票の事務取扱場所を定めるためである。

議案第24号

氏名表の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における候補者の氏名表の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

- 1 公職選挙法第175条第3項本文の規定によるくじ
 - (1) 日時 令和2年8月18日(火)午後5時15分
 - (2) 場所 鳥取市幸町71番地
鳥取市選挙管理委員会委員会室

- 2 公職選挙法第175条第3項ただし書の規定によるくじ
 - (1) 日時 令和2年8月20日(木)午後5時20分
 - (2) 場所 鳥取市幸町71番地
鳥取市選挙管理委員会委員会室

提案理由

公職選挙法第175条第3項の規定により、候補者の氏名表の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めるためである。

議案第25号

開票事務を選挙会の事務に併せて行うことについて

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行うことを決定する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

提案理由

公職選挙法第79条第1項及び第2項の規定により、開票事務を選挙会の事務に併せて行うことを決定するためである。

議案第26号

開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

- 1 投票を行う場合の開票事務を併せて行う選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所
 - (2) 日 時 令和2年8月23日(日)午後7時

- 2 投票を行わない場合の選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市鹿野町鹿野1517番地
鳥取市鹿野町総合支所
 - (2) 日 時 令和2年8月24日(月)午前10時

提案理由

公職選挙法第78条の規定により、開票の事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を定めるためである。

議案第27号

選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人について、選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

- 1 場 所 鳥取市幸町71番地
鳥取市選挙管理委員会委員会室
- 2 日 時 令和2年8月20日（木）午後5時15分

提案理由

公職選挙法第76条を準用する第62条第6項の規定により、選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を定めるためである。

議案第28号

候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、令和2年8月23日執行予定の鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額

告示日（8月18日）の選挙人名簿登録者数

$\div 9$ 人（議員定数） $\times 1,120$ 円 $+ 90$ 万円

（100円未満の端数は100円とする）

提案理由

公職選挙法第194条の規定により、鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額を定めるためである。

<参考> 6月1日現在の選挙人名簿登録者数：1,344人

$1,344$ 人 $\div 9 \times 1,120$ 円 $+ 90$ 万円 = 1,067,300円

議案第29号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

1 抹消すべき者

| 氏名 | 生年月日 | 備考 |
|----|------|----|
| | | |
| | | |
| | | |

2 抹消の事由

国内の市町村において新しく住民票が作成されて4ヶ月経過したため。

また、在外選挙人名簿に登録されている者が死亡したため。

※参考

在外選挙人名簿登録者数87人（男29人 女58人）（本委員会議決後）

提案理由

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。

議案第30号

個人演説会等施設の指定解除について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設について、次のとおり指定を解除する。

令和2年7月28日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

(指定解除施設)

| 指定施設の所在地 | 指定施設の名称 | 理由 |
|----------------|------------------|-------------------------------|
| 鳥取市国府町栃本306番地 | 鳥取市国府町栃本生活改善センター | 無償譲渡により、財産の所在する町内会の集会施設とされるため |
| 鳥取市佐治町葛谷162番地1 | 鳥取市佐治町葛谷生活改善センター | 無償譲渡により、財産の所在する町内会の集会施設とされるため |

提案理由

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した施設の指定を解除するためである。